

平成 17 年 11 月 8 日

資料 4

於・経済産業省本館 17 階

第 3 特別会議室

中小企業政策審議会 第 6 回組織連携部会 議事録

経済産業省
中小企業庁

目 次

1 . 開 会	1
2 . 事務局説明（中小企業組合のガバナンスの充実について）	1
3 . 質 疑	6
4 . 事務局説明（中小企業組合による共済事業のあり方について）	1 0
5 . 質 疑	2 2
6 . 閉 会	2 6

１．開 会

○ 清成部会長

それでは定刻になっております。ただいまから中小企業政策審議会第６回の組織連携部会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。前回までの議論で、もう現時点では大体最終的なとりまとめの段階に入っております。できるだけ早くとりまとめまして、年内にはパブリックコメントということになるかと思います。

それでは、本日の会議を始めることにいたします。本日の討議は二部に分けまして、前半に中小企業組合のガバナンスの充実について討議を行います。それから後半には中小企業組合による共済事業のあり方について討議をする、こういうことになるわけでございます。

まず前半の資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

２．事務局説明

○ 小林課長

それでは、お手元の資料３に基づきましてご説明をしたいと思います。

前半は中小企業組合全般のガバナンスの充実についてでございます。これまでかなり議論をさせていただいておりますので、それをもう少し議論の経過を踏まえて、整理をしたものでございます。

まず１の現状及び検討の方向性でございます。若干繰り返すにはなりますが、現在の中小企業等協同組合法におきましては、相互扶助の精神に基づく自治ガバナンスということで、一番最後の図でご説明してございますが、理事、監事、組合員がそれぞれの役割を果たしながら組合の運営をしている。問題が生じた場合、あるいは問題を未然に防止するという観点から、いろいろな仕組みが組み立てられているということでございまして、これまでの間はこの形でずっと運営をしてきたということでございます。

しかしながら、２つ目の丸にございますように、これまでご紹介したような幾つかの残念な事例が発生しているという事実もございますので、この機会に改めて組合のガバナンスの充実について検討することが必要ではないかということでございます。

３番目の丸にございますように、その場合の方策といたしましては、１つは組合内部におきます自律的機能の強化によってガバナンスの充実を図ることがございます。もう１つ、選択肢としては行政庁による監督を強化するということもあるわけでございますけれども、この問題につきましては組合の性格に鑑みまして、基本的には理事、監事、組合員のそ

それぞれの権利義務関係の見直しを進めていってはどうかということでございます。その際には、もちろん制度の由来、趣旨などについては必ずしも同じではございませんが、4番目の丸にございますように、会社法でございますとか、あるいは同じ協同組合でございます農協法なども参考になるのではないかとということでございます。

の措置の具体的内容に入ります。1つは監事の権限の強化でございます。監事につきましては会計監査を担当するというので、これまでも重要な役割を果たしてきたわけですが、ガバナンスの強化を図っていくという観点からは、特に重要ではないかということでございます。

2ページ目、めくっていただきますと、中ほどに「旧商法・商法特例法、会社法における規定の整理」というのがございますけれども、これでもっていただきますと、規模の大きいものにつきましては業務監査及び会計監査ということで、会計監査のみならず、業務についての監査も行っているということでございます。ただ、規模が小さい会社であって、会社法でいえば公開会社でない会社につきましては、定款で会計監査に限定することも可能ということでございます。これが1つの考え方ではないかということでございまして、今回、中小企業組合について監事の機能を強化するという際には、やはりこの業務監査の権限を付与することが非常に重要ではないかと考えられるわけでございます。組合員の数が多くなればなるほど、組合員の自治意識というのも希薄化してまいりまして、本来想定していた自治ガバナンスが機能しにくくなるということになるのではないかと、そういう懸念があるわけでございますが、この際、監事の業務監査権限というのは非常に重要ではないかということでございます。

したがって、一定規模以上の組合につきましては、監事について業務監査機能を付与してはどうかということでございます。またその際、規模が拡大したものでございますと、組合員の場合、その機能を十分果たすのが難しいケースも考えられるのではないかとということで、監事のうち1名以上は組合員以外の者とすべきではないかということでございます。つまり一定規模以上の組合につきましては、監事に業務監査機能を付与するとともに、1名については組合員以外の者とすべきではないかということでございます。

2ページの(2)のところには「業務監査権を有する監事の具体的な権限」ということで、会社法を参考にしながら権限の中身についてご説明をしておりますが、これは繰り返しのなりますので、省略をさせていただきたいと思います。

3ページにまいりまして(3)でございます。一定規模以下の組合につきましては、先ほど

申しましたように監事に業務監査権を付与するか、あるいはそれに代替する措置として組合員が組合の業務に関与するための権限を強化するということが考えられるわけでございますが、その場合の組合員の権利としてどのようなものが考えられるのかということで、同じように会社法を参考にして規定を整理いたしております。これも繰り返しになりますので詳しい説明は省略いたしますが、例えば理事会の議事録の閲覧、謄写でありますとか、理事会の招集請求といったものが考えられるのではないかと考えてございます。

それから4ページにまいりまして、外部監査の導入についてでございます。外部監査につきましては、会社法におきまして、あるいは農協法におきまして、規模の大きい組合、あるいは会社につきまして外部監査を義務づけているということでございます。現行の組合法におきましては、3番目の丸にございますように、組合の規模にかかわらず特段の規定は存在していないわけでございます。後半で議論いただきますように、共済事業の場合につきましては、やはり非常に不適切な処理が行われた場合の影響が大きいということもございしますので、別途検討の必要があるかと思っておりますけれども、通常の組合員からの出資、あるいは借入れに基づく共同経済事業を行うというような組合につきましては、組合内の自治ガバナンス、自己責任によって会計処理の妥当性を担保することも可能ではないかと考えております。外部監査自体、非常に負担を伴うものでもございしますので、中小企業組合全般に對しまして外部監査を導入する必要性は乏しいのではないかと考えております。

3番目でございますが、組合と理事の利益相反取引についてでございます。会社法におきましては、利益相反取引については取締役会の承認が必要とされているわけでございますが、2番目の丸にございますように、現行組合法におきましては、理事と組合との間の自己契約については理事会の承認が必要とされているわけでございますが、それ以外の利益相反取引については特段の規定がないという状況でございます。ただ、過去の残念な事例にみられるように、こういった行為によって、結果として組合員が財産上の損害を被るということは十分考えられるわけでございますので、こういった自己契約以外の利益相反取引についても理事会の承認を義務づけることが適当ではないかと考えてございます。

5ページにまいります。役員の任期についてでございますけれども、現行組合法におきましては、2つ目の丸にございますように、理事・監事ともに3年以内で定款で定める期間というようにされております。他方、会社法におきましては、取締役は2年、監事につきましては4年とされております。この監事の4年につきましては最近延長されたものでございます。任期がすべてを決定するわけでは当然ないわけではございますけれども、理事について

はその権限をより適切にチェックするという観点から、今の3年以内を2年以内に、監事については権限をより強化するという観点から任期を今の3年以内から4年以内にするということも1つの方策ではないかと考えております。

5番目でございますが、組合員による会計帳簿の閲覧についてでございます。これにつきましては、現行組合法では2つ目の丸にございますように、平成5年に改正される以前の商法と同様に、総組合員の原則10分の1以上の同意を得て会計帳簿の閲覧請求ができるとされております。しかしながら、商法につきましては平成5年に改正されておきまして、会社法におきましては最初の丸にございますように100分の3以上で閲覧請求が可能ということになったわけでございます。この趣旨は、より少数の組合員、あるいは株主によって閲覧請求ができるということが組合の会計処理の妥当性、適正性を高めるということ、あるいは組合の場合でいえば、組合員の組合事業への参加意識を高めることにもつながるのではないかと考えておきまして、この点につきましては、やはり会社法の規定を参考にして、10分の1以上の同意を100分の3以上の同意と引き下げるということが適当ではないかというように考えております。

それから6番目の役員の損害賠償責任の限定でございますが、これは先ほど申しましたように、会社法における取締役、あるいは監査役の責任を強化するというに伴いまして、一定の場合には逆に責任を限定する必要がある場合もあるということでございますので、中小企業組合におきましても、会社法にならって監事の責任を強化する場合については、こういった役員の損害賠償責任の限定というのものをあわせて整備すべきではないかということでございます。

7番目が計算書類の保存義務についてでございますが、これについては特段、今の組合法においては規定はございません。しかしながら会社法、それから農協法におきましては、会計帳簿の閉鎖のときから10年間、資料を保存しなければならないというようにされております。6ページに入りますけれども、こういった会計帳簿書類につきましては後に何か問題が生じたときに参考にする必要がございますので、やはり会社法、農協法にならしまして、保存義務の規定を設けてはどうかということでございます。

8番目といたしまして、計算書類の公告についてでございます。これもこれまでご議論いただいたわけでございますが、そこでも若干議論が出たように、中小企業組合全般について申し上げれば、やはり組合員の相互扶助により協同して事業を行う組織であるということとは性格としてかなり強いのではないかということでございます。したがって、共済事業の

ようにかなり広範囲にその対象が及び、かつまた財務に問題があった場合の影響が相当大きいという場合については、後半でご議論いただくように、別途の検討が必要であろうかと思えますけれども、それ以外の一般の共同経済事業などを行う中小企業につきましては、一般公衆にまでそういった内容についての公告をするという必要性は乏しいのではないかということでございます。

9 番目、中小企業組合における資産運用についてでございます。中小企業組合におきましては、いろいろ資金調達をしていくわけでございます。その資金調達は特定の目的をもって行われるわけでございますが、その間の状況によりましては、剰余金が発生するということも考えられるわけでございます。この扱いをどうするのかということでございますけれども、これは今、組合法におきましては特段の規定はないということでございます。ただ、一般的な考え方といたしましては、投機的な運用はできるだけ避けるべきだと。もともと相互扶助という精神から考えまして、特定の目的のために調達された資金でございますので、その目的をきちんと達成していくためには、投機的な運用は避けるべきではないかというのが一般的な考え方であったわけでございます。2 つ目の丸にございますように、実際の破綻事例の中におきまして、外債の購入、その他、あるいは過度の貸し付け等によりまして、いろいろ問題が生じた事例というのがございます。こうしたことを踏まえまして、中小企業組合におけます一般的な余裕金の運用につきましても一定の制限を課すべきではないかと考えております。

具体的には6 ページの最後のところでございますけれども、預貯金、国債、地方債などにつきましては特に問題はないのではないかと。それから社債、金銭債権、7 ページにまいりますが、株式などにつきましては、一定の安全性が担保されるということはやはり条件として必要ではないかということで、こういったものについては、そういったことが担保されることを条件に認めていってはどうかと。それから6 ページに戻りますが、外債につきましては非常にリスクが高いということで、これは認めないということにしてはどうかということでございます。その他、7 ページでございますが、デリバティブ、あるいは上場株式以外への出資、あるいは不動産、これらについては認めないということはどうかということでございます。

ただ、資産運用ということで、組合運営にかなり影響を及ぼす問題でございますので、幾つか留意点は必要ではないかということございまして、ここでは社債と株式のところその旨の記述をいたしておりますけれども、組合が事業主体として特定の取引先と継続的な取

引を行うような場合につきましては、その事業体の株式なり社債を購入するということは考えられるのではないかと。こういったものまで禁止するというのは行き過ぎではないかというのが第1点でございます。

2点目としまして、注意書きに記述をいたしておりますが、これもこの部会でご議論いただいて、ご意見が出されたところでございまして、一律にこれはいい、これはだめということだけではなくて、むしろ一定の割合であればいいというようなポートフォリオのような考え方も、その導入について検討する必要があるのではないかと考えております。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、一般の組合のガバナンスについての整理でございます。まとめて申し上げれば、外部監査の導入、それから計算書類の公告につきましては、ご議論はいただいたわけでございますが、なかなかこれを導入していくのは難しいのではないかとございまして、その他の論点につきましては、ガバナンスの充実のために一定の措置を講じていってはどうかということでございまして。

以上です。

3. 質 疑

○ 清成部会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の方からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ご自由にご発言、お願いいたします。いかがでしょうか。

○ 坂戸委員

今、ご説明いただいたガバナンス充実の方向というものに私ども、異を唱えるつもりは全くないわけでございますが、ご説明によって明らかなように、会社法におけるガバナンス充実のための規定というものが中小企業組合に適用されるという方向になっているわけでございます。しかし、営利追求をする株式会社と中小企業組合は、再々申し上げているように、目的が全く異なる組織であることは事実でございまして、会社は、現実には常勤役員とそこに働く従業員が一体となって運営をしているものでございまして。これに対しまして中小企業組合は、役員と組合員が運営の中心となっている組織でございまして。今回の見直しによりまして、中小企業組合の役員はガバナンス強化に適切に対応していく責務を負うこととなるわけでございますが、中小企業組合の役員の多くは非常勤でございまして。適切な対応が図られるか否かというキーポイントは、役員をサポートしている事務局の能力とかマンパワーに左右される可能性が非常に高いと考えるわけでございまして。これは中村委員さんからも過日、

ご説明をいただいたところでございます。

しかしながら、現実をみてみますと、一般会社のように独立した事務所をもって、そして従業員を雇用してきちんと……というのですか、組織的にやっている組合は非常に少ないと思われるし、理事長の会社が組合の事務局の場所ですよ。また専従もいなくて、理事長のところの職員が事務をやっていて、こういう組合というのが、現実には半数近くあるというように理解をしているわけでございます。こういう現実をみた場合に、ガバナンス強化に実務面に対応していくと、こういう段階におきまして会社と同様な対応が困難という場合も多々想定されるということをぜひご理解いただいて、実務面でのご配慮をいただきたいと、かようにお願いするものでございます。

○ 清成部会長

ほかにご意見はありませんか。中村委員、どうぞ。

○ 中村委員

ただいまの坂戸委員さんのご発言に全面的に同感をするところでございますが、このご提言、とりまとめの中で、とりわけ監事制度の充実につきまして一言申し上げたいと思います。

監事制度の充実に関しましては、業務執行の健全性とか、あるいは会計の透明性が一層担保され、信用度が向上するということに思われますので、適切な方法だと思っておりますが、経過措置に関しては格段のご配慮をお願いしたいと思っております。また、その経過期間中に、いち早く当該制度を導入した組合さん等につきましては、例えば私ども金融機関でございますけれども、その後の条件で金融面でのご支援、バックアップをさせていただくとか、何らかの制度導入に当たっての刺激剤になるようなことも考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 清成部会長

今、組合の関係の方々からのご発言がありましたけれども、それ以外の立場からいかがでしょうか。山下委員、何かご意見ございますでしょうか。

○ 山下委員

監事の権限の強化は結構かと思えます。外部監査の導入が難しいのではないかとということで、理屈の上からいえば大規模な資本金、あるいは負債をもつものについて本来導入することが、これは内部のガバナンスだけではなくて、組合の債権者、取引先もいるものですから、これは十分合理性はあるのではないかと思います、実態として難しいということがあるよ

うで、こういう中小組合の取引先に一般の消費者的なものが余りいないというような実態があるとすれば、これはやむを得ないのかなと思います。金融機関とか中小事業者とか、そういう取引先が主なのであれば、何とか自衛もできるかなということです。

○ 清成部会長

南条委員。

○ 南条委員

今のお3人のお話を聞いていて、確かにこういうことにすることはすごく大事だということとはわかるのですが、現実とのギャップをどうやって埋めていくかということで、経過措置といっても、それは延々と経過措置になったら何のことかわからないわけです。主として、これを具体的に移していくときにどうするかということをよほどきっちり考えていっていただかないと、格好だけで終わってしまうことがあると思うので、その辺は中村さんもおっしゃっていらっしゃった具体的なバックアップとか、そういうものを精緻に組み立てていくことが必要ではないかという感じがいたします。

○ 清成部会長

高槻委員、何かございますでしょうか。

○ 高槻委員

私も実態を踏まえました現状にうまいこと反映させるとこういう方向というのは理解できますが、1つだけ確認しておきたいのは、先ほど坂戸委員のお話の中で、具体的にどういう事業をやっている組合かという話はございませんでしたが、専従の従事者といえますか、事務局員といった方々もなかなかおらず、組合員の企業の兼任みたいな話というのが出ておりました。相当程度事業規模をもつ中小企業組合の場合でもそういうことだとすると、それは経済活動に関与する主体としていかなものかと思いますので、そのあたりの現状はよく踏まえていただいた方がよろしいかと思います。

○ 清成部会長

監査法人という立場から男澤委員、何かございますでしょうか。

○ 男澤委員

全体的な方向性としては特に異論はございません。今回、外部監査とか公告とか、この辺の部分につきましても一般の組合に関しては導入は見送るということは、基本的にまず広範囲とか財務問題に影響が大きいことを想定されないような一般の共同経済事業が前提だということでお考えいただいた結論だということに理解しております。

恐らく、ほとんどの組合がそういう一般の共同経済事業という範囲でやられていて、特段の問題はないということかと理解してございますが、逆に事例で出していただいたようなケースで、どのような金融資産運用的な、本来想定していないような業務もやるような組合が入り込んでしまうことがないような形、そういうものが、この規制の網をくぐるような形で出てきしまうようなことがないように、運用規制、あるいは行政の許認可などの中で、ぜひとも本来の姿の事業をやっていけるような形で運営していただければというように考えてございます。

○ 清成部会長

何か小林さんの方からございますか。

○ 小林課長

何人かの委員の方から外部監査、あるいは公告について、今回、いわば見送る形になっていることについて若干のご意見を賜ったところでございます。私どももこの場でご議論いただいたわけでございますので、全く必要がないというように考えているわけではございませんが、現実の組合の姿、あるいは行っている事業というものを考慮に入れますと、そういう形も1つの解決といえますか、1つの姿ではないかと考えた次第でございます。

ただ、ご指摘いただいたように、場合によっては共済事業以外の事業におきましても問題になるような事例がないとはいえないわけございまして、その点については、今、男澤委員からも言及があったように、現在、全く規制をされていない資産運用につきまして、ある意味ではかなり厳しい資産運用の制限がかかるということで、いわば出口と申しますか、そのところを押さえるということで問題が発生しないようにしていきたいと考えております。

○ 清成部会長

南条委員がご指摘になったような現実とのギャップの問題、これが一番ですが、私も非常に類似性のあるような非営利の、学校法人の理事長を9年間やりましたのでいろいろわかるのですが、組合の方が学校法人などに比べますとステークホルダーがシンプルなのです。学校法人ですと、補助金をもらうということで役所の関係もありますし、地方自治体、地域社会、学生、学生の親、卒業生等、ステークホルダーが物すごく多いのです。そこに銀行から借り入れすると、銀行だとか私学共済事業団とか、いろいろなものが絡むのです。小規模なものでは、大学でも学生300人から400人などという学校法人もあるのです。それでも一律に全部私学法で、特に私学法改正で監事機能の強化と、それから監査法人によるチェックは前からきちんとあるわけなのです。そこに内部監査もきちんとやれとかいうような話になり、

資金運用についてもいろいろ、縛りはないのですけれども行政指導がかかるというような形で物すごくきつい仕組みにはなっているのですが、実態は非常にルーズという現実とのギャップもあって、きょうの日経の朝刊などにも載っていますけれども、破綻するようなものが出てきているというようなことになってくるわけです。それに比べますと、ステークホルダーはシンプルですが、小規模なところになると、実態的にいろいろなことを要求するのが事実上無理だという感じがございまして、その辺をどう埋めるかということがなかなか難しい問題で、一律にえいやと議論できる 이슈 とそうでないのがはっきりしているような感じがあらうかと思います。事務局、大分ご苦労の上、これはとりまとめていると思います。

それでは、この件につきましては皆様のご意見をちょうだいしましたので、後半の資料についてご説明をお願いいたします。

4．事務局説明

○ 小林課長

それでは資料4に基づきまして、ご説明をしたいと思います。

資料4は共済事業のあり方についてでございます。まず現状及び検討の方向性でございます。これもやや繰り返して恐縮ではございますけれども、もともと事業協同組合におきます共済事業というのは、独立した事業として最初から位置づけられておりました火災共済事業とは異なりまして、沿革的には共同経済事業などを行う組合の、どちらかという付随的な事業からスタートしたというように考えられるわけでございまして、いわゆる見舞金的な共済金の給付を行うものが中心であったのではないかとこのように考えられるわけでございます。しかしながら組合員のニーズが非常に多様化することに伴いまして、現在、事業協同組合が行っております共済事業というのは、その規模が相当程度大きいと判断されるものも相当数存在いたしますし、また単独にそれだけをやっているという組合も出てきているわけでございます。

また、その扱っている共済契約の内容につきましては、契約期間でありますとか契約金額が相当な期間、金額に及ぶものが出てきているなど、内容的には非常に多岐にわたっているということでございます。

4番目の丸にございますように、こうした共済事業につきましても、沿革的に先ほど申し上げたようなこともございまして、これまでは他の事業と同じように相互扶助の理念に基づいた自治ガバナンスによって運営がされてきたわけでございます。しかしながら、先ほど申しましたような規模の拡大でありますとか、あるいは内容の複雑化、高度化に伴いまして、

なかなかこうした相互扶助の理念に基づく自治ガバナンスだけでは機能しにくくなってきているという面があるのではないかと考えています。これが大きな問題意識でございますが、中ほどの注にございますように、こういった組合事業が行う共済事業を取り巻く情勢といたしまして、１つは類似の業務であります保険業法におきまして、本年の通常国会において、その適用対象が拡大され、いわゆる無認可共済につきましても、一定の法の網がかかるということになったわけでございます。また同じように、協同組合組織で共済事業を実施しております農業協同組合につきましては、昨年の通常国会におきまして、この共済事業についてのガバナンスが強化されているというような事情もございます。中小企業協同組合のみならず、こういった保険、あるいは共済事業を取り巻く状況全体が、やはりガバナンスの強化に向かっていると。その必要性が強く求められているということがおわかりいただけるのではないかと思います。

他方、先ほど最初から特別の位置づけを与えられているというように申し上げました火災共済事業につきましては、これはその次の丸にございますように、当然自治ガバナンスを前提としているわけではございますが、火災共済事業に着目した一定の規制というものが設けられていたわけでございます。しかしながら平成３年度以降、規模の大きい台風による被害というのが、これは皆様よくご存じのようにふえてきておりまして、火災共済、これは火災という名前にはなっておりますが、風水害も担保しているわけでございまして、十分健全な財政状況ではない組合も出てきているという状況でございます。これらを含めまして、共済事業を実施している組合の実態を踏まえながら、事業の健全性、透明性をより一層担保していくことが必要ではないかというのが問題意識でございます。

それでは２ページです。具体的な措置の内容でございますけれども、１の（１）にございますように、事業協同組合につきましてはこれまで他の事業と全く同じような法体系になっていたわけでございますが、共済事業を明確に位置づけるということがまず何よりも必要ではないかということでございます。その場合の事業の区分でございまして、（２）にございますように、基本的な枠組みとして一律の措置を講じていくのか、あるいは区分ごとに必要な措置を講じていくのかということが問題になるわけでございます。保険業法におきましては、先ほど申しました今回の改正におきまして少額短期保険業というものを設けておりまして、一般の保険に比べれば若干規制が緩和されている措置が講じられているわけでございます。他方、農協におきましては一律の措置ということになっておりますが、農協の場合には若干特殊事情がございまして、中ほどの丸にございますように、実態的にはＪＡの共済連

と単位農協が一体的に事業を行っておりまして、また支払い責任につきましては全額連合会が負っているという事情がございます。そういった事情も考慮いたしますと、やはり基本的には事業の内容、あるいは規模に応じまして幾つかの区分をし、その区分に応じて措置を講じていくのが適当ではないかと考えております。

その場合の区分設定の考え方でございますが、2ページの終わりのところから3ページにかけてでございます。1つは、規模につきましては契約者数ということが考えられるのではないかとございまして、この背景といたしましては、契約者数がふえれば、なかなか自治ガバナンスが効きにくくなってくるのではないかと問題意識がございます。それからもう1つの要素としてはリスクの大きさということでございまして、リスクが大きければ、それだけ何か問題が生じたときの影響が大きいということになるわけでございまして、このリスクの指標といたしましては、契約金額、あるいは契約期間ということが考えられるのではないかとございまして、

この2つのメルクマールを組み合わせますと、3ページの中ほどにございまして、大きく3つに分けられるのではないかとございまして。厳密にいうと4つになるわけですが、便宜上、ここでは3つにくらせていただきます。

1つは、契約者数が一定規模を超える場合であって、さらに契約金額、または契約期間のどちらかが一定の期間、あるいは額を超える共済事業ということで大規模共済事業と呼んでおります。

2つ目は、契約者数は一定規模を超えるけれども、契約金額及び契約期間の双方につきまして一定額、あるいは期間以下、リスクが小さい事業を行う場合ということで大人数共済組合と呼んでおります。

それから3番目が契約者数が一定規模以下の共済事業ということで少人数共済組合、これはいずれも仮称でございましてけれども、こういった設定をしております。

次の区分設定の問題は、いわゆる兼業規制の問題でございまして、まず大規模共済組合からでございますけれども、保険業法におきましては原則兼業禁止、これは他の事業のリスクを及ぼさないということから原則兼業禁止となっております。さらに2つ目の丸にございまして、生保と損保も兼業が禁止されているという状況でございまして、

他方、農協法におきましては、先ほど申しましたような特殊事情がございますけれども、共済の連合会に兼業規制が導入されていて、単位農協につきましては他の事業——農協の場合には非常に多種多様にわたっているわけでございまして、それとの兼業は禁止されてい

いということでございます。これはやはり支払い責任を連合会が負っているということもございですが、組合員の現実の利便性を考えたものではないかと考えております。

それで、大規模共済組合についてどう考えるのかということでございますが、大規模共済につきましては、非常に大規模であること、それから内容が非常にリスクが高いということを考えれば、いわゆる保険会社の保険にかなり類似しておりますし、農協における共済にも類似をしているということでございます。基本的にはこの2つを参考にしていくということになるわけございまして、その観点からは、ここでご議論いただいたように、可能であるのであれば兼業規制をした方がよりリスクを低減できるという意味においては、より望ましいのではないかと考えられるわけでございます。

しかしながら他方の問題といたしましては、先ほど沿革のところでも申し上げましたように、共済事業も組合事業の一環として行われてきたということがございまして、それを必ず分離しなければならないということになりますと、かなり事業協同組合の活動を制約することになることも否定できないのではないかと考えております。

4ページにまいりまして、したがって、ここは非常に難しい問題であるわけでございますが、大規模共済組合につきましては、契約者保護の観点からは原則兼業規制を課すことがより望ましいとは考えられるわけでございますが、相互扶助という事業協同組合の本旨、それから組合員の現実の利便性ということも考えますと、兼業規制は課さないという選択肢も十分あり得るのではないかと考えております。この部分につきましては、ここでのご議論でも現実問題を踏まえた上でということでもかなりご意見もいただいておりますし、私どもとしましては兼業規制を課さないというのも十分選択肢になり得るのではないかと考えております。

ただ、この場合につきましても、当然、他の事業、それから共済事業の双方の妨げとなるような事態は避けるべきであろうと考えられますので、区分経理は徹底する必要があるのではないかと考えております。4ページのただし書きから後のところでございますが、例えば、流用については所管行政庁の認可が必要とするなど、他の事業と共済事業の独立性、あるいは事業全体の透明性を確保していくことが必要ではないかと考えております。また、共済事業と他の事業の状況を的確に把握し、その健全性を確保するために、実は今の組合法では何か法令、その他の違反する疑いがある場合に報告聴取・立入検査が可能というようになっていくわけでございますが、もう少しきめ細かく随時の検査を可能とするような仕組みに変えていく必要があるのではないかと考えております。

それから大人数共済、少人数共済につきましてでございますが、大人数共済につきましては、先ほどの大規模と同じように兼業規制は課さないという選択肢もあり得るのではないかと考えておりますし、少人数共済につきましては、もともと一定の規模以下ということで、構成員の自治にゆだねるという考え方が保険業法の場合にも採用されておりますので、少人数共済組合につきましては、原則といいますか、兼業規制の導入は行わなくていいのではないかと考えております。

それから区分經理のあり方でございます。これは先ほど申しました兼業を認めるかどうかとかかわってくるわけでございますが、仮に兼業を認めるという場合につきましては、徹底的な区分が必要ではないかということでございます。それから、生保、損保共済の区分經理の導入については引き続き検討する必要があるのではないかと考えております。それを図にしたものが5ページのところでございます。

それから、事業区分に応じた健全性・透明性の担保措置のあり方でございますが、まず大規模共済に対する措置のあり方でございます。基本的考え方ところに幾つかの考え方を紹介させていただいているわけでございますが、1つの考え方としましては、5ページの最後のところでございますように、特にヒアリングの際にお示しいただいたような意見でございます。組合員の相互扶助組織で運営をする共済事業と営利追求の保険事業とは、その趣旨等が異なって、一律にこれを同一視すべきではないのではないかという意見があるわけでございます。

しかしながら6ページにございますように、私どもとしてこの考え方を否定するつもりは全くないわけでございますけれども、少なくとも大規模共済事業につきましては組合員保護の必要性が極めて高いということを考えますと、やはり財務の健全性、透明性を確保するという観点からは一定の枠組みが必要ではないかと。その枠組みを前提とした上で具体的な事業運営については自治ガバナンスで事業運営をするべきではないかという考え方でございます。その一定の枠組みということにつきましては、事業の性格、あるいは規模ということを考えますと、保険業法、あるいは農協法における措置というものが参考になるのではないかとということでございます。

具体的な課題につきましては6ページの中ほどに一覧として整理をいたしております。

それぞれ個々の論点に入ってまいります。まず入り口規制でございます。所管行政庁の認可の際に事業方法書、共済約款、共済掛金算出方法書等を提出することを義務づけることということでございますが、これにつきましては事業を行うには当然必要なものでござい

すし、現に連合会のヒアリングにおきましても特段のご異論はなかったものと理解いたしております。

それから7ページにまいります、それではその際に共済計理人のかかわらしめるかどうか。この共済計理人というのは、いわば共済のプロでございますが、この共済のプロのかかわらしめるかどうかということでございます。これについてはやはり7ページの2つ目の丸にございますように、契約期間が長期であるとか、あるいは契約者割り戻しを行う場合に付きましては、保険、あるいは農協と同じように共済計理人の選任・関与というものが必要ではないかということでございます。ただ、なお書きにございますように、現実には選任・関与でございますので、専従義務までは課す必要はないだろうということで、連合会などの活用ということは考えられるのではないかと考えてございます。

2番目に最低出資金規制でございます。これもこの場でかなりいろいろなご意見があったように承知いたしておりますが、やはりこの事業運営の不安定性をカバーしていくという観点からは、健全性の確保のために一定程度の自己資本の充実が必要ではないかと考えております。ただ、具体的な金額の設定につきましては、結局出資金というのは一口の口数と、それからそれを担う組合員の数によってくるわけでございますので、そのあたりにつきましては実態を踏まえながら設定をしていくべきではないかと考えております。

それから健全性の確保の論点といたしまして、準備金に関する規定の整備でございます。これにつきましては責任準備金、それから支払準備金について規定を整備する必要があるのではないかと考えて、ヒアリングにおいても連合会側から特段の意見はなかったと理解いたしております。

それから利益準備金、これは現在でも積んでいるわけでございますが、これにつきましては、一般の株式会社におきましては資本準備金の額と合わせて資本の額に達するまで剰余金の5分の1以上の積み立てが課せられているところでございます。現行の組合におきましては7ページの下から2つ目の丸にありますように、資本の4分の1に達するまで10分の1以上を積み立てるということになっているわけでございますが、8ページにございますように、農協法においても、既に昨年の改正におきまして保険にならった引き上げがなされているわけでございまして、これにつきましてはやはり中小企業協同組合におきましても引き上げる方が適当ではないかと考えております。

それから8ページの健全性に関する基準の設定についてでございます。ここについてもかなりご議論があったというように承知いたしておりますが、連合会の側からは、営利目的

ではないので低廉の掛金を設定しているとか、あるいは剰余金が発生した場合も配当が基本であるということ、あるいは再保険、再共済などでカバーをしているということで、この健全性に関する基準は不要ではないかというご議論は出されたわけでございます。しかしながら、組合員保護の観点からいたしますと、この健全性に関する基準というのは極めて大切な役割を果たすのではないかと考えておりまして、大規模共済組合につきましては、この健全性の基準を設定する必要があるのではないかと考えております。

それから5番目の余裕金の運用制限に関する考え方でございます。これも現在、一般の事業協同組合が共済事業を行う場合につきましては特段の制限がないわけでございますが、この資産運用で不適切な事例によりまして破綻したケースということがもう既に生じてきているわけでございます。したがって、やはり先ほど一般組合の際に申し上げたように、一定の制限を設けることは必要ではないかと考えております。しかしながら8ページの下から2つ目の丸にあるように、余裕金の発生というのは共済事業の場合には、いわば事業から必然的に生ずるものでございますので、必要以上の資産運用制限を設けた場合には、逆に契約者の利益を損なうという可能性も存在することは否定できないと思います。したがって、そのバランスをとりながら規制を考えていくということになろうかと思えます。

具体的な運用制限の内容につきましては8ページの最後から9ページにかけてでございますが、基本的に先ほど申しました一般組合のものと変わるところは余りないのではないかと考えております。先ほど一般組合の際にも申し上げましたように、単純に○×ということだけではなくて、ポートフォリオ的な考え方の導入、一定の枠内であればいいというような考え方についても検討する必要があるのではないかと考えております。

それから6番目でございますが、先ほど申しました共済計理人につきまして、責任準備金の積み立ての妥当性に関する意見書を提出させるということにつきましては、長期、あるいは契約者割り戻しを行う場合につきましては、やはり選任・関与が必要ではないかということとでございます。

7番目の外部監査の義務づけでございます。これは先ほど一般組合のところでも若干ご議論があったところでございますが、保険会社、あるいは農協法におきましては、一定規模以上のものにつきまして外部監査が義務づけられております。農協の場合には直接の外部監査というよりも全国中央会の監査が義務づけられ、全国中央会におきまして公認会計士、監査法人との契約義務が課されているという形でございますが、そういった外部の監査が義務づけられているわけでございます。中小企業組合におきましても、共済事業のように非常にリス

クの高い、影響の大きい事業を行う場合につきましては、外部監査を一定規模以上のものについては導入すべきではないかと考えております。その場合の具体的な基準でございますが、9ページの最後の丸にございますように、会社法におきましては出資金、または負債の額が基準となっております。農協法の場合には負債の額のみということになっております。この問題については、10ページにまいります、組合組織の場合におきましては出資金と申しましても脱退の際には返還するということになっておりますので、負債性を有しているのではないかとということにも考えられます。また出資者たる組合員と債権者たる共済契約者は同一である場合が多いということもございます。こうしたことを踏まえまして、出資なり、あるいは負債というものを軸にしながら具体的な基準について検討すべきではないかということでございます。

それから次が透明性の確保でございます、重要事項の説明義務でございます。これは2つ目の丸にございますように、ヒアリングにおきましては、組合総会で決めているのだから、特に改めて説明する必要はないのではないかという議論も出されたわけでございます。しかし総会での決議から相当の期間を経て実際の共済契約に加入するということも十分考えられるわけでございますので、やはりこれは必要ではないかというように考えております。

それから業務、財務状況に関する説明書類の公衆縦覧についてということでございます。これは先ほど一般組合のところでも少し議論になりましたが、保険業法におきましては、説明書類の公衆縦覧が義務づけられているわけでございます。また農協法におきましても、昨年の改正におきまして、共済事業を実施するということに着目して公衆縦覧の規定が設けられているわけでございます。

連合会からのヒアリングでは、対象は組合員なのだから、公衆にまで縦覧する必要はないのではないかとご議論もあったわけではございますが、しかし共済の性格上、今後新たに組合に加入するような潜在的な契約者、あるいは組合員というのはかなり多数に及ぶということは考えられるわけでございます。また財務の健全性の確保の必要性も非常に高いということから、他の事業以上に透明性というのが求められるのではないかとということで、この説明書類の公衆縦覧はやはり義務づけるべきではないかと考えています。

それから11ページでございますが、員外監事制度の導入でございます。員外監事制度につきましては、先ほど申し上げたように一定の規模以上の組合につきましては導入をします。またあわせて業務監査権も付与するということを検討しているわけでございまして、共済事業を行う組合についても、基本的にはこれを適用すればいいのではないかと考えております。

その他ということでセーフティネット的な措置の導入についてでございます。これにつきましては、保険業法におきましては保険契約保護機構というものが存在しまして、いわゆるセーフティネット措置が講じられております。それから少額短期保険業者につきましても供託所に供託をし、それについては被保険者に先取特権を認めるということで共済契約者の保護を図っております。他方、農協法には特段の規定はないという状況でございます。

協同組合の場合、どう考えるのかということでございます。これはヒアリングでも特に強くご指摘のあったところではございますが、現行組合法におきましては、火災共済におきまして自治運営の一環として定款に、いわゆる追徴削減規定が整備されているわけでございます。この追徴削減規定というのは、セーフティネット措置そのものというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、一部代替的な機能を果たしているということは間違いないと考えられますので、少なくとも事業協同組合においてもこういった措置といたしますか、規定は必要ではないかと考えております。ただ、これを超えてセーフティネット的な措置をさらに講じていくかどうかということにつきましては、かなり影響が大きいものでございますので、引き続き検討が必要ではないかと考えております。

以上が大規模共済についての措置のあり方でございます。

続いて大人数共済につきましてでございます。基本的には「基本的考え方」のところにありますように、契約者数が多いということで自治ガバナンスが効きにくいのは確かでございますが、他方、契約者1人当たりのリスクは小さいということを考えますと、大規模と同じような規制を課すまでの必要はないのではないかということでございます。

具体的には12ページ以下でございますけれども、まず認可の際の事業方法書等の提出、これは事業を行うからには大規模だろうと大人数であろうと必要ではないかと考えております。ただ、保険計理人の選任・関与につきましては、もともと保険計理人の選任・関与の対象が長期、あるいは契約者割り戻しを行う場合ということでございますので、大人数共済の場合には必要ないのではないかと考えております。それから最低出資金規制につきましては、やはりこれは、事業を行うからには必要なものであろうということで導入すべきではないかと考えております。

それから健全性の確保につきまして、準備金に関する規定の整備でございますが、この準備金につきましては、共済事業を行うからにはやはりどうしても必要なものであろうということで導入をすべきではないかと考えております。

次の健全性に関する基準の設定でございますが、これもご議論はあろうかと思っておりますけれ

ども、1人当たりのリスクが非常に小さい、かつ一方では一定以上の契約者数は確保しているということを考えますと、健全性の基準の導入までは必要性に乏しいのではないかと考えています。

それから13ページにまいりまして、余裕金の資産運用制限についてでございますが、これは大規模共済と同様でいいのではないかと考えてございます。

6番の共済計理人の責任準備金の積み立ての妥当性などに関する意見書の提出につきましては、これは先ほども触れましたが、共済計理人のもともとの対象から考えて、大人数共済に対しては不要ではないかと考えております。

外部監査の義務づけにつきましては、先ほどの大規模共済と同様に一定規模以上ということで基本的には考えていくべきではないかと考えております。

それから透明性の確保でございますが、重要事項の説明、それから説明書類の公衆縦覧につきましては、事業を行うからにはやはり導入が必要ではないかと考えております。

10番の員外監事制の導入につきましては、先ほどの大規模と同様に一般組合に関する員外監事の導入について、共済事業を行う組合についても適用するということがいいのではないかと考えております。

セーフティネット的な措置の導入につきましては、大規模と同様、引き続き検討すべきではないかと考えております。

13ページの最後のその他ということで、この大人数組合につきましては、リスクがそれほど高くないという意味におきまして少額短期保険業者と共通する点があるわけでございますが、この少額短期保険業者において特に講じられている措置について大人数共済組合にも講ずる必要があるかどうかということについて整理したものが12以下でございます。まず純資産額規制でございますけれども、これにつきましては最低出資金規制も導入しますし、準備金に関する規定も整備するということから、この純資産額規制まで導入することは必要性に乏しいのではないかと考えております。

それから14ページにまいりまして13番、括弧内を読んでもらった方がわかりやすいと思いますけれども、収受する保険料が政令で定める基準を超えないという、保険料に着目した規制でございます。これにつきましては、特にこれは厳格に適用いたしますと、結局組合員の数を限定するということにもつながりかねないことになりますので、これについては導入をしないということでもいいのではないかと考えております。

それから14番の、一の保険契約者について、その保険金額の合計額が一定以下であること

についてでございますが、これは論理的に考えて、大人数共済というのはリスクが一定以下なのですが、余り考えたくないのですけれども、悪用しようと思えば、契約を分割することによりまして、本来ならば大規模に当たる事業が大人数に分類されるということが出てきてしまう恐れがあるわけでございます。これを防止するためには、ここにあるような、保険契約者に着目をして、その合計額が一定以下であるということを確認する必要があるということがございますので、この規制については導入すべきではないかと考えております。

以上が大人数の関係でございます。

それから少人数の共済組合に対する措置のあり方でございます。基本的には自治ガバナンスが機能すると考えられるので、特段新しい規制は必要ないのではないかとということではございますが、透明性に関する措置につきましては比較的少ない負担で一層の信頼性の向上が図れるという観点から、導入について検討すべきではないかと考えております。具体的には、重要事項の説明義務、それから説明書類の公衆縦覧、そして員外監事につきましては先ほどの一般組合の措置をそのまま導入するという形で、いずれも採用すべきではないかと考えております。

以上、今、申し上げたことを簡単に表にまとめたものが15ページでございまして、大規模、大人数、少人数に対しまして、いろいろな措置についての○×をまとめています。

以上が一般の共済の関係でございますが、1点、大事な点を落としておりまして、5ページの図でございます。先ほど大きく3つに分けられると私、申し上げたのですが、実はここにありますように、ロジカルには4つに分けられるわけでございます。一定以下の契約者数であって、しかし契約金額、契約期間は一定金額以上、または一定期間以上というケースがあり得るわけです。いわば少人数の組合で非常にリスクの高い事業を行うというケースがロジカルには考えられるわけでございますが、これについてどう考えるのかということがございます。3ページの上から3つ目の丸でございますが、契約者数が一定規模以下で契約金額、または契約期間のどちらかが一定額、または期間以上のものの取り扱いについては、契約者数に限りがあるにもかかわらず契約者1人当たりのリスクが高いということになるわけでございます。ある意味では非常に事業運営は難しいのではないかと考えられます。このため、事業の健全性を確保するためには一定の措置を設けることが望ましいのではないかと考えております。もちろん一定数以下の契約者数ということでガバナンスは効きやすいという面も否定はできないわけでございますが、他方、大数の法則が効きにくい少人数のもとで、しかもリスクの高い事業を行うという意味におきましては、やはり何らかの措置が必要ではない

かということでございます。そういう意味でいうと、5ページの図にあるように、実質的にはやはり4つの区分が出てくるということでございます。

それでは先ほどの続きに戻っていただきまして、最後の16ページでございます。

火災共済協同組合の共済事業に対する措置の具体的な内容でございます。ここの基本的枠組みでございますが、もともと火災共済につきましては火災のみならず台風等の自然災害が含まれるということで非常にリスクが高く、大規模な共済金の支払いが想定されるということがありまして、別途一般の事業協同組合とは異なった枠組みとなっていたわけでございます。具体的には、例えば2つ目の丸にございますように、設立時の最低組合員数 1,000人以上ということにいたしておりますし、事業協同組合のところで議論したような最低出資金規制でありますとか、兼業規制でありますとか、異常危険準備金の積み立てが規定されているということでございます。

では、この火災共済につきまして、先ほど申し上げたような区分をするかどうかということでございますけれども、まず設立時の最低組合員数が 1,000人以上とされておりますので、もちろん設立後、組合員数が減ってしまうということは考えられないわけではないわけですが、少人数でこういったリスクの高い事業を行うということは非常に問題が多いだろうということで、少人数共済組合に該当する区分の設定は不要ではないかと考えております。また、非常に健全な経営を確保することが難しい事業であることからしますと、大人数共済組合に該当するような区分を設けて規制を緩和するということもやはり問題が多いのではないかとということで、火災共済協同組合につきましては契約者数、あるいは契約金額、契約期間による区分は行わないと。今と同じように1つのカテゴリーとして規制をしていくことを考えてはどうかということでございます。もちろん、先ほど申しましたような既にある規制に加えて、具体的には共済計理人でありますとか、健全性の基準のような大規模共済協同組合と同様の措置は新たに講じていく必要があるのではないかとということでございます。

最後に、16ページ最後のところでございますが、その他中小企業組合等における共済事業に対する措置でございます。組合につきましては、これ以外に商工組合、あるいは商店街振興組合、輸出・輸入組合などが類似の組合としてございます。このうち商工組合につきましては、実態上はかなり事業協同組合に近い運営がなされておりますので、この商工組合については事業協同組合に関する措置を参考として措置を講じていくべきと考えられます。商店街振興組合、輸出・輸入組合につきましては、形式的には組合法を借りてはいるわけですが、実態はかなり異なる性質も有しておりますので、実態を精査しつつ、措置の必要

性を検討すべきではないかと考えられます。

非常に長くなってしまいましたが、以上でご説明を終わります。

5. 質 疑

○ 清成部会長

ありがとうございます。

それではまた、ただいまのご説明につきまして、ご意見ございましたらどうぞ。

○ 南条委員

僕、随分議論に参加していないことが多かったので、ちょっと的はずれかもしれませんがけれども、整理して、大体方向性というのが明確に出ている部分が多くて、こういうことかなと思うのですが、3ページの兼業規制だけが、ではどうすればいいのかよくわからない。大規模共済組合について兼業規制を課さないという選択肢もあり得ると考えると。それから大人数共済組合についても同様の意見であると。少人数は行わないというのははっきりするのですけれども、これは最終的にどういう形にするのかというのがちょっとわからないので、説明をいただきたいと思います。

○ 小林課長

兼業規制につきましては、ここでもいろいろご議論があったわけでございまして、理論的に申し上げれば、どちらのリスクが高いかという問題は別にして、他の業務が入ってくれば、その分、少なくとも不測のリスクが発生する可能性は高くなるという意味におきましては、理論的には兼業規制を課した方が、よりリスクの減少を図ることができるのではないかと思います。ただ、現実の問題といたしまして、組合のいろいろな事業の1つとして、この共済事業が行われてきたということを踏まえますと、なかなか単純に分離をすればいいというのは現実的でない面もございます。また今回の措置におきましては、健全性の基準の導入も含めまして、かなり思い切った規制の導入もされているわけでございまして、兼業するかしないかということもさることながら、いわば事業の仕方において健全性、透明性の確保が図られるのではないかとということもあわせて考えますと、組合員の利便性なども考えて、兼業規制を導入しないというのも十分選択肢になり得るのではないかと記述になっているわけでございます。当初のご議論からすれば、若干、そういう意味でニュアンスが異なってきているということは承知いたしておりますけれども、結論といたしまして、兼業規制は課さないということで考えてはどうかというように考えているところでございます。この点につきましては実務、あるいは理論の面で、またこの場でご議論を

いただいた上で次につなげていきたいと考えています。

○ 清成部会長

よろしいですか。

どうぞ、坂戸委員。

○ 坂戸委員

ご説明いただいたものは、現状の共済事業の実態というものを非常にきっちりと踏まえたいただいた上で、将来の透明性ですとか健全性を高めていく上での方向性を示していただいたと理解をしております、高く評価をさせていただくものでございます。ただ、2つほど気になっているというか、ちょっとわかりづらい点がございまして、それについてお考えがまとまっているのであれば、教えていただきたいと思って質問をさせていただきます。

1つは大人数共済組合、少人数共済組合と。これと、いわゆる見舞金給付を行う組合の区分に関してでございます。大人数共済組合、少人数共済組合、これが契約者数による区分以外、3ページでございましたが、それ以外では契約金額が一定の額以下、あるいは契約期間が一定の期間以下という基準が設定されるというように理解をしております。一方、いわゆる見舞金の給付につきましては、これは共済事業の範囲内となるものだということに理解をしておりますが、これと大人数共済組合や少人数共済組合の区分の基準でございます契約金額が一定の額以下との、この関係をどのように考えていけばいいのかということでございます。現行法によりますれば、火災共済については多分これだけだと思うのですが、30万円以下という共済金額が共済と見舞金の区分と、このようになっているわけでございますが、火災以外の共済には法的な区分はないのだと思います。いわゆる見舞金給付を行っている組合に、今後、無用の混乱、あるいは考えの違いを起こさせないためにも、この火災共済と同様な区分といいましょうか、法的な措置が必要になるのではないだろうかと思うわけでございます。そのときに、果たして現在の経済社会の中で30万円というのが妥当かどうかということもあわせてお考えいただければどうかというのが1つ目でございます。

2つ目は、先ほど小林課長さんも改めてご説明をいただいたわけでございますが、5ページの表にございます少人数共済組合でございます。契約金額、契約期間が一定水準以上のものに対して一定の規制が必要というようにご説明をいただいわけでございます。しかし私も、ちょっと調査が足りないのかもわかりませんが、現実には、こういう少人数共済をやっている、契約金額が非常に高いとか、契約期間が非常に長いというようなものがあるのだろうかということは、ちょっとお知らせいただきたい。もしあるのだとしますと、現

実問題として、このあるものに対してどのような措置を想定しておられるのか、この辺についてお考えがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 小林課長

それでは説明の便宜上、2つ目の方からお話しをいたします。まず少人数でかなりリスクの高い事業を行っているものがあるのかどうかということでございますが、これは私どもが承知している限りでは現にございます。もちろん具体的基準はまだ決まってないわけですが、恐らくは一定以上のリスクと判断されるであろう事業を行っている少人数の組合はございます。一定程度あるというように理解をいたしております。

それから、その場合の規制のレベルでございますが、これもいろいろな考え方があろうかと思います。先ほどもちょっと触れましたけれども、一方で少人数でリスクというのは一番危ないではないかという考え方もありますし、少人数でお互いの関心が行き届いていくのだから、そんなに考える必要はないのではないかという考え方もあると思います。が、基本的には、やはり高リスクだということを考えると、大規模とかけ離れた規制でも十分だということにいうのは危険ではないかと。逆にいうと、大規模とかなり類似した規制になってくるのではないかと考えております。

以上が2点目についてのご質問の答えです。

1点目についてでございます。いろいろな要素がご質問の中に入っていたので、お答えしにくいところもあるのですが、基本的には名称のいかんを問わず、要するに見舞金と称しているかどうかという問題とは直接関係なく、事柄の性質、事業の性格がいわゆる保険、共済に該当するのであれば、ここでいう大人数、あるいは少人数の規制の中に入ってくるのではないかと考えております。したがって、実質的なご質問の趣旨は、多分30万円ぐらいのもので、この規制の対象になるのかどうかということだと思うのですが、そこは形の上で、形式的に共済に該当するということであれば、その事業の分類の仕方がいわゆる共済理論に基づいた共済事業として行われているのであれば、これはやはり対象になってくるのではないかと考えております。逆にいうと、大人数共済につきましては、そういった点も勘案して規制のレベルを整理させていただいているということでございます。

それから30万円の金額をどうするのかということにつきましては、全体の中で具体的な金額設定をどうしていくのかということでございます。

以上です。

○ 清成部会長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○ 男澤委員

ご説明の中でありました兼業規制の部分と、それから健全性基準について若干コメントをさせていただければと思っております。

兼業規制に関しましては、ご説明にもありましたとおり、本来は望ましいというように個人的には思っておりますが、入れられるものであれば入れる方向で検討された方がいいのではないかと考えておりますが、ただ、これまでも現実、協同組合のそもそも相互扶助という精神等も考えれば、区分や透明性というのを十分に行っていくということの中で、現時点では兼業規制を入れていかないという考え方もとり得るのだろうと。これは共済金の消滅、追徴というような規定も相互扶助の中で、全員の総意のもとに財産の状況に応じて見直すというようなことにもつながる部分でもあるのだろうと思います。そういう意味で、例えばこの区分での財産を流用するようなことも、組合の相互扶助という考え方の中で組合員の総意のもとに行っていくということでは、多分、共済金の削減や追徴というものと考え方は通じる部分があるのだろうとは思っております。そういう意味で、現状、やむを得ないということと、しょうがない面はあるのかなと理解してございます。

健全性基準に関しましては、これも組合の出資金等の性格からしまして、自己資本が非常に少ないというのが現状だろうと思っております。では出資金をすぐふやせるかといっても、そういうものもなかなか難しいという中で、当初、この健全性基準で数値等を出した場合に低くなるということも想定されるのではないかと考えてございます。そういう中で、一定の猶予期間とか経過措置とか、そういうものも入れていく必要があるのだろうと考えてございます。また一方で、利益準備金の積み立ての範囲を拡大するようなことも含めた自己資本の充実というのは、この健全性基準をより高めていくというためにも必要なことなのだろうと思っておりますので、その方向で、余裕金のあるときは準備金的なものを積み立てることも含めた自己資本の充実ができるような施策というのもぜひ入れていただくとともに検討の余地があるのではないかと考えてございます。

それ以外の点につきましては、基本的にお示しいただいた方向性で異論はございません。

○ 清成部会長

ありがとうございました。

ほかにありませんでしょうか。どうぞ。

○ 山下委員

兼業規制を取り入れることが実際難しそうだということで、現実問題はそうかなという気もするのですが、やはり大規模の共済事業をするとすると、実質的には保険会社とやっていることは同じなので、企業形態によって規制の差が違ってくというのは余り望ましいことではないのだろうと思います。ただ、もともとこういう共同事業をする中で付随的に共済も行われてきたという沿革があって、なかなか両者を切り離しがたいということではないかと思います。今回は兼業規制は入れないけれども、あとは監査、それから行政的な監督、ディスクロージャーで何とかカバーしようということですが、大きな流れでみれば、やはり過渡的なところで、将来的には制度の根本的な見直しをした方が、少なくとも大規模共済事業についてはいいのかなというように思っております。

今の男澤委員の健全性に関するご発言に関しては、大体こういう協同組合にソルベンシーマージン規制とか自己資本規制を入れていくようなときは、まず同時に自己資本を調達する資金調達手段というのですか、農協でいえば優先出資証券というような、ああいうものの議論も、場合によってはあってもいいのかなと思います。現在では、中小企業協同組合はああいう証券は出せないのですかね。そういう議論も、よくこの手の議論をするときにはつきものだというように感じたところでございます。

6．閉 会

○ 清成部会長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。ありませんか。まだ多少、時間の余裕がございますので、ぜひ……。

特にございませんようでしたら、きょうは大変有意義なご意見をちょうだいいたしました。本日の議論に関しましては、今後、さらに検討を深めるという事項もあろうかと思っておりますので、次回以降の議論に向けまして、事務局で論点の整理を進めるということをお願いしたいと思います。

それでは、最後に事務局から次回以降の日程につきまして、ご説明をお願いいたします。

○ 小林課長

次回以降の日程でございますが、既にご案内かとは思いますが、11月18日、若干時間は変則的でございますが、3時からお願いしたいと考えております。具体的な討議内容でございますが、きょう、かなり共済、あるいは一般ガバナンスについてのご議論を整理させていただいたと思っておりますので、これにあわせまして、前回、ご議論いただいたような

組合の新しい役割などの話、あるいはいわゆる規制緩和の問題も含めまして、全体を整理させていただければと思っております。その結果、パブリックコメントにつなげられればというように思っております。パブリックコメント後につきましては12月に再度お集まりいただくということを考えております。

以上です。

○ 清成部会長

日程等につきまして、何かご質問ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、きょうの審議会はこれをもって終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——